

こども大綱の枠組み、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」、

基本的な方針について(案)

こども大綱の枠組み(案)について

第1 はじめに

(1)こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

(2)こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

○こども基本法の下でこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の姿を、主語を「こども・若者」として、こどもや若者の視点で提示。

第2 基本的な方針

○国は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後5年間、こども基本法や以下の方針に基づき、こども施策を総合的に推進する。

(1)こども・若者を意見表明と自己選択・自己決定の主体として認識し、その人格・個性を尊重する

(2)こどもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その視点に立って考える

(3)こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応していく

(4)全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こども・若者の現在と将来が虐待・貧困など

その生まれ育った環境によって左右されることのないようにする

(5)仕事や結婚、子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえるようにする

(6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

こども大綱の枠組み(案)について

第3 基本的な施策

- (1) 幼児期まで
- (2) 学童期
- (3) 思春期
- (4) 青年期
- (5) 子育て期
- (6) 各ライフステージに共通する事項等

○こどもが乳幼児期から学童期、思春期を経て、若者として社会生活を送り、やがて、自らも家族を持ち、こどもを産み育てることやこどもとの生活を始める当事者世代となるライフステージに沿って提示。

○こども・若者の主体的な選択を尊重。とりわけ、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観・考え方を尊重することが大前提。

こども大綱の枠組み(案)について

第4 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映

- こどもや若者、子育て当事者の視点に立った調査研究の充実
- 様々なデータ・統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者の権利利益の保護に十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善
- 様々な手法を組み合わせ、声を挙げにくい状況にあるこどもを含め、様々なこども・若者の意見を聴き、政策に反映する
- こども・若者や子育て家庭の意見を政策に反映させる取り組みを継続的に行うとともに、それに必要な体制整備を図る

第5 施策の推進体制等

- こども大綱の進捗をこども家庭審議会において点検・評価・公表し、その結果を踏まえ、毎年、こども政策推進会議において、こども大綱に盛り込まれた具体的な施策を改定し、関係省庁において実行するなど、大綱の期間内においても継続的に施策の点検と見直しを図る

別添1 施策の具体的内容

- 上記第3で示した方向性の下での具体的施策を記載
- 毎年、こども政策推進会議で改定した上で、関係省庁の概算要求等に反映させる

別添2 成果目標、指標

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」(案) (1/3)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会。具体的には、

- 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取などから守られ、孤立することなく、安全に安心して暮らせる
- 不安や悩みを抱えたり、困難にぶつかっても、周囲の大人や社会にサポートしてもらえる
- 周囲の大人に愛され、保護者や社会に支えられながら、心身ともに健康でいられ、様々な関わりの中で、笑顔でいることができる
- 個性や多様性が尊重され、自分らしく、尊厳をもつことができ、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる
- 豊かに楽しく遊ぶことができ、様々な学びや体験をすることができ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望をかなえるために、意欲と希望に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 働くことや、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」(案) (2/3)

そして、こどもが若者となり、自らも、家族を持ちこどもを産み育てることやこどもとの生活を始める当事者世代となる中で、

- 円滑に社会生活を送ることができ、将来に見通しを持つことができる
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、こどもとの生活を始めることができる
- 夫婦どちらもキャリアをあきらめることなく、子育てなど様々なライフイベントと両立しながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- 社会全体で家庭を支え、保護者が、その人権を尊重され、自己肯定感を持ちながら、幸福な状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができ、そうした中で、こどもが幸福な状態で育つことができる

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」(案) (3/3)

「こどもまんなか社会」の実現は、

- こども・若者が自分らしく尊厳を持って自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる
- こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望をかなえる

ことにつながり、個人の幸福追求において非常に重要。

同時に、

- 若い世代の誰もが、結婚や、こどもを産み、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会を作り、少子化・人口減少の流れを大きく変える、
- 未来を担う人材を社会全体で育み、社会全体の幸福を追求し、社会経済の持続可能性を高める

ことにつながる。

すなわち、「こどもまんなか社会」とは、こども・若者の幸福追求と社会経済の幸福・持続可能性の両面を同時に実現するもの。

基本的な方針(案)

(1) こども・若者を意見表明と自己選択・自己決定の主体として認識し、その人格・個性を尊重する

- こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている
- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己選択・自己決定の主体、いわば権利の主体であり、人格を持った個として尊重し、その最善の利益を図る
- こどもや若者が、自らの将来を選択でき、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、「こどもとともに」という姿勢をもつ
- こども・若者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、特定の価値観やプレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、尊厳をもち、幸福に暮らすことができるよう、社会全体で支える
- 乳幼児期から心身の発達の過程において、思想・信条、人種、国籍、性別、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けないようにし、それぞれのこども・若者の可能性を拡げる
- 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取など、権利の侵害からこどもを守る
- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容を、こどもや若者、大人に対して広く周知し、同条約のいわゆる「4つの一般原則」(生命に対する権利、児童の最善の利益、児童の意見の表明の権利の確保、差別の禁止)を社会全体で共有する

基本的な方針(案)

(2) こどもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その視点に立って考える

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができ、その上で、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見が年齢や発達の段階に応じて尊重される
- こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるための意見形成への支援を行う
- 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、社会的養護、障害、非行、経済的困窮などをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者や低年齢のこどもなど、声を挙げにくいこども・若者について十分な配慮をする
- こどもや若者、子育て家庭が、安心して意見を述べる場や機会を作り、その意見を政策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックし社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画に繋がるような好循環をつくる
- 全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化する

基本的な方針(案)

(3) こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応していく

- こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになり、やがて、自らも結婚や子育ての当事者世代となる
- それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、成人期への移行期にある若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える
- こども・若者の良好な成育環境を保障し、格差や貧困の解消を図り、こども・若者が、どのようなライフスタイルを選択しても、将来にわたる展望を描けるような環境を整える
- 「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて社会全体で子育てを支える
- 子育てを社会全体で切れ目なく支えていく環境が整備されることは、若い世代にとって、子育てに安心感を持つことにつながり、ひいては、将来の結婚、あるいは、こどもを産むことや育てることといった、結婚や子育てに希望を見出せることにもつながる
- こどもが若者となり円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、適切な保健、医療、療育、福祉、教育を切れ目なく提供する
- こども・若者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、こども・若者や家庭を支援する
- 家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組む

基本的な方針(案)

(4) 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こども・若者の現在と将来が虐待・貧困などその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする (1/2)

- 全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく尊厳をもって社会生活を円滑に営むことができる
- こども・若者の幸福(Well-being)を「身体」・「心」・「社会(環境)」の観点から多角的に考えていく
- こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整える
- 全てのこども・若者や家庭を対象としたポピュレーションアプローチ/ユニバーサルアプローチによる予防的な関わりを強化する
- 若者の将来にわたる生活の基盤を確保し、若者が未来に希望をもって生きられる社会を作ること、少子化の克服や貧困の連鎖の防止のための鍵である
- 全てのこども・若者への対応を基盤として、困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う
- インクルージョンの観点から、一般施策において、困難を抱えるこども・若者を受け止められる施策を講じる
- 保護者による虐待や養育困難などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、できる限り家庭と同様の養育環境において継続的な養育を保障する

基本的な方針(案)

(4) 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こども・若者の現在と将来が虐待・貧困などその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする (2/2)

- こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、孤独孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題への対処だけではなく、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする
- 支援が必要なこども・若者や家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があることから、支援を望むこども・若者や家族が相談支援に関する必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、こども政策DXによりプッシュ型通知やデジタル技術を活用した手続き等の簡素化を進めるとともに、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける
- 幼児教育や保育に携わる者、教職員、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の育ちや子育ての支援に携わる関係者が、喜びや幸せ、充実を感じられるよう取り組むとともに、多様な人材の確保・養成・技能の向上・メンタルケアなどを充実する

基本的な方針(案)

(5) 仕事や結婚、子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえるようにする

- もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、多様な価値観・考え方が尊重されるべきであることが大前提
- その上で、若い世代の誰もが、結婚や、子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない
- 結婚や出産をするかしないかは個人が選ぶ権利があることや、性に関し正しく理解し自尊心を持って適切に行動をとれるようにすることを子どもや若者が知る機会や場を充実していく
- 若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできない
- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする
- 妊娠後や子どもが産まれた後の支援に加えて、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境の整備やこれから結婚や妊娠を希望する方への支援を行う
- 家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、子育て家庭が、子どもと過ごせる時間を作ることができ、夫婦どちらかがキャリアを犠牲にすることなく、相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する
- これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加して、少子化は日本の未来に関わる問題であるという意識を持ち、子どもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく

基本的な方針(案)

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

- こども家庭庁は、こども大綱を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含め、リーダーシップを発揮する
- こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、国は、地方自治体と密接に連携しながら、現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し必要に応じて制度化するとともに、地域の実情を踏まえつつ、国と地方自治体の視点を共有しながら、こども施策を推進する
- こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整えることが重要であり、国と地方自治体が適切な役割分担の下で密接に連携しながら、地域間で格差が広がらないように留意しつつ、地域の実情を踏まえ、きめ細かく取り組む
- 多くの地方自治体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定されるよう、国において適切に支援・促進する
- 地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体、若者が主体となって活動する団体、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司など、こどもや若者にかかわる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできないため、これらの共助を行政が支える
- 国際機関や国際社会における様々な取組との連携も重要であり、児童の権利に関する条約を引き続き遵守し、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会やOECDなどの取組、G7やG20における議論などを踏まえ、こどもや若者に関する国内施策を推進するとともに、国際的な取組に貢献する